

	のであること	ものであること)
	副作用による疾病の	感染等による疾病の
	許可医薬品の	許可生物由来製品の
	にすることができる書類	にすることができる書類(請求者が第一次健康被害者である場合に限る。)
	副作用による疾病に	感染等による疾病に
第五条第一項	第十六条第一項第一号	第二十条第一項第一号
	第四条第一項第一号	第二十二条において準用する令第四条第一項第一号
	副作用による疾病	感染等による疾病
	とみられる許可医薬品の名称	(当該原因とみられる許可生物由来製品の名称を含む。)
	同項	令第二十二条において準用する同項
第六条第一項	第十六条第一項第二号	第二十条第一項第二号
	とみられる許可医薬品の名称	(当該原因とみられる許可生物由来製品の名称を含む。)
第六条第二項	前項	第三十一条において準用する前項
	がその原因とみられる許可医薬品を使用したことによるものであること	の原因(請求者が第一次健康被害者である場合にあつては、当該原因とみられる許可生物由来製品を使用したことによるものであること)
	許可医薬品の	許可生物由来製品の
	にすることができる書類	にすることができる書類(請求者が第一次健康被害者である場合に限る。)
第七条第二項、第九条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項及び第十九条第二項	前項	第三十一条において準用する前項
第七条第三項	原因となった許可医薬品以外の許可医薬品	当初の原因以外の原因
	第一項	第三十一条において準用する第一項
	前項各号	第三十一条において準用する前項各号
	がその原因とみられる許可医薬品を使用したことによるものであること	の原因(請求者が第一次健康被害者である場合にあつては、当該原因とみられる許可生物由来製品を使用したことによるものであること)
	許可医薬品の	許可生物由来製品の

	にすることができる書類	にすることができる書類(請求者が第一次健康被害者である場合に限る。)
第八条第一項	第十六条第一項第三号	第二十条第一項第三号
	とみられる許可医薬品の名称	(当該原因とみられる許可生物由来製品の名称を含む。)
第八条第二項	前項	第三十一条において準用する前項
	がその原因とみられる許可医薬品を使用したことによるものであること	の原因(障害児が第一次健康被害者である場合にあつては、当該原因とみられる許可生物由来製品を使用したことによるものであること)
	許可医薬品の	許可生物由来製品の
	にすることができる書類	にすることができる書類(障害児が第一次健康被害者である場合に限る。)
第九条第三項	原因となった許可医薬品以外の許可医薬品	当初の原因以外の原因
	第一項	第三十一条において準用する第一項
	前項各号	第三十一条において準用する前項各号
	がその原因とみられる許可医薬品を使用したことによるものであること	の原因(障害児が第一次健康被害者である場合にあつては、当該原因とみられる許可生物由来製品を使用したことによるものであること)
	許可医薬品の	許可生物由来製品の
	にすることができる書類	にすることができる書類(障害児が第一次健康被害者である場合に限る。)
第十条第一項	第十六条第一項第四号	第二十条第一項第四号
	次条	第三十一条において準用する次条
	とみられる許可医薬品の名称	(当該原因とみられる許可生物由来製品の名称を含む。)
第十条第二項、第十六条第二項及び第十八条第二項	前項	第三十一条において準用する前項
	がその原因とみられる許可医薬品を使用したことによるものであること	の原因(死亡した者が第一次健康被害者である場合にあつては、当該原因とみられる許可生物由来製品を使用したことによるものであること)
	許可医薬品の	許可生物由来製品の
	にすることができる書類	にすることができる書類(死亡した者が第一次健康被害者である場合に限る。)
第十二条及び第十七条	令	令第二十二条において準用する令